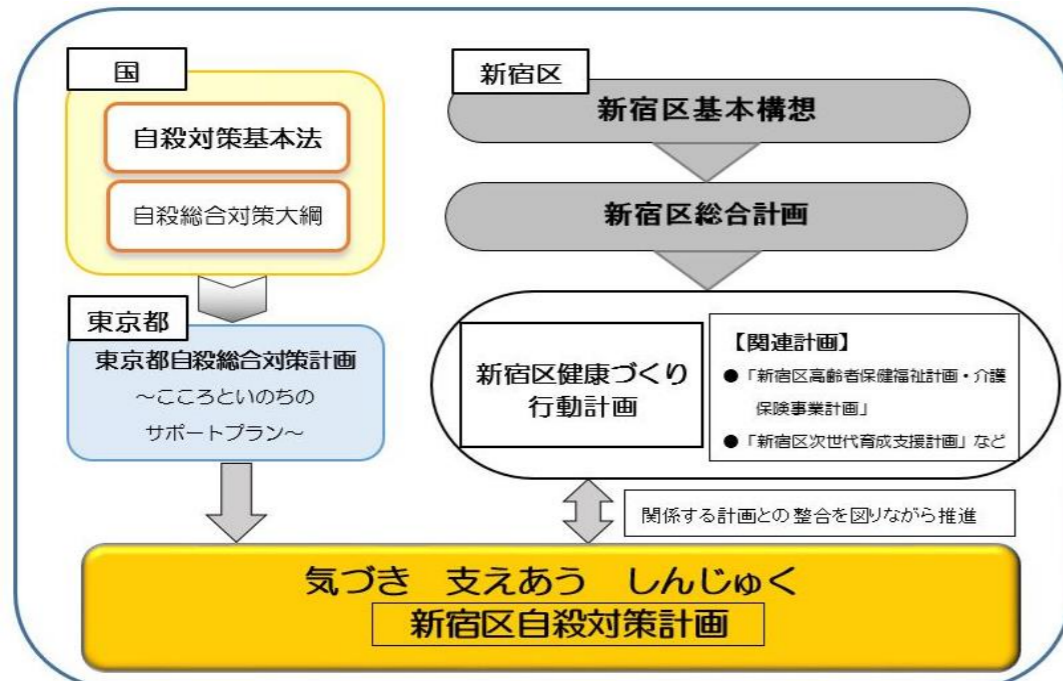


計画策定の趣旨・位置づけ等(素案P1~2)

【計画策定の趣旨、位置づけ】

本計画は、平成28年に改正された自殺対策基本法第13条第2項に定める「市町村自殺対策計画」として策定するもので、これまで区が自殺対策として取り組んできた相談体制の強化やネットワークの活用等を更に進め、誰も自殺に追い込まれることのない社会を目指して、区を挙げて自殺対策の推進を図ります。



【計画期間】 平成31年度から平成34年度までの4年間

計画の数値目標(素案P2)

目標：自殺死亡率*の減少

平成27(2015)年 25.3を
平成38(2026)年 17.7以下に

※自殺死亡率:(人口10万人当たりの自殺者数)

・自殺対策基本法で示されているように、自殺対策を通して最終的に目指すのは、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現です。

・国は、「自殺総合対策大綱」において、平成38年までに、自殺死亡率(人口10万人当たりの自殺者数)を、平成27年と比べて30%以上減少させることを、目標として定めています。

・本区においても、平成27年の年間の自殺死亡率25.3を、平成38年までにおおむね30%以上減少させることを目指します。

区における自殺の現状(素案P4~P17)

統計データから見た新宿区の現状

厚生労働省の「人口動態統計」、警察庁の「自殺統計」を活用して新宿区の特徴を分析するなど多角的な視点で現状の把握。

見えてきた新宿区の実態

- ①全国や東京都と比べ、新宿区の自殺死亡率は高い。(素案P6)
平成29年度の自殺死亡率(人口10万対)
全国 16.8 東京都 16.1 新宿区 21.6
- ②過去3年の年齢階級別に分けた自殺死者数を見ると、20歳代の自殺者数が一番多い。また、39歳以下が全体の4割を占めており、全国、東京都と比べて若年層の占める割合が高い。(素案P8) また、20歳代・30歳代の死亡原因は「自殺」が第1位である。(素案P13)
- ③こころの問題について気軽に相談できる場所・窓口を知らない人が約6割を占める。(素案P15)
- ④自殺の要因で「経済・生活問題」を理由とする自殺者数は「健康問題」の次に多い。(素案P12)
- ⑤過去3年の60歳以上の自殺死者数は、全体の約23%を占める。(素案P8)

区における自殺対策への取組と計画の体系(素案P18~19)

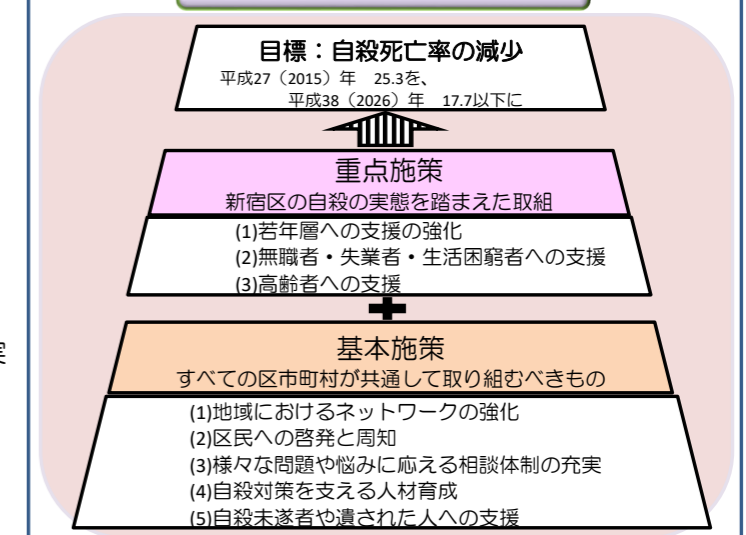
【区における自殺対策への取組】

区では、自殺の現状分析から得られた課題に対応するため、国が定める「地域自殺対策政策パッケージ」を参考として、すべての区市町村が共通して取り組むべきものとされている「基本施策」と、新宿区の自殺の実態を踏まえた「重点施策」にまとめ、総合的に自殺対策の取組を進めていきます。

基本施策 (すべての区市町村が共通して取り組むべきもの)

- (1) 地域におけるネットワークの強化
① 「新宿区自殺対策推進会議」の運営
② 「新宿区自殺総合対策会議」の運営
③ 新宿区いのちのネットワーク
④ 働く人のメンタルヘルスネットワーク連絡会
- (2) 区民への啓発と周知
① 相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知
② 若者向けイベントにおける啓発・周知
③ 中央図書館における啓発
④ メディアを通じた普及・啓発
- (3) 様々な問題や悩みに応える相談体制の充実
① 子どもと家庭の総合相談
② 高齢者とその介護者のための相談
③ 障害者のための相談
④ 生活困窮者の自立支援の推進
⑤ 多重債務特別相談
⑥ パートナーからの暴力に関する相談
⑦ 悩みごと相談室
⑧ 保健センターにおける健康相談
⑨ 在宅療養・がん療養に関する相談
- (4) 自殺対策を支える人材育成
① ゲートキーパー養成研修(区職員向け)
② ゲートキーパー養成講座(区民向け)
③ (仮)自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
④ 新宿区自殺防止対策相談窓口対応ハンドブックの作成・配布
- (5) 自殺未遂者や遺された人への支援
① (仮)自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
② 遺族者支援用リーフレットの作成・配布

体系イメージ図(素案P19)



重点施策 (新宿区の自殺の実態を踏まえた取組)

- (1) 若年層への支援の強化
① (仮)相談窓口自動案内とハイリスク者へのインターネットゲートキーパー事業
② (仮)若者の相互支援によるゲートキーパーの育成
③ (仮)自殺対策に関わる保健師等の専門職員向け研修
④ 相談窓口を紹介した冊子等を活用した、区民への情報周知
⑤ 若者向けイベントにおける啓発・周知
⑥ こころの健康に関する普及啓発パンフレット・リーフレットの作成・配布(10歳代向け)
⑦ 出産・子育て応援事業
⑧ 親と子の相談室
⑨ 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
- (2) 無職者・失業者・生活困窮者への支援
① 生活困窮者の自立支援の推進
- (3) 高齢者への支援
① 高齢者総合相談センターの運営
② 高齢者総合相談センターの機能の充実

※(仮)は現在検討中の事業です。